

# 学校いじめ防止基本方針

～すべての児童が安全安心な学校生活を送れるように～

豊中市立庄内小学校  
令和4年(2022年)6月改訂

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要です。

本校では、「自ら考え正しく判断できる、こころ豊かなたくましい子どもを育成する。」という学校教育目標のもと、「学びを生かし、思いを豊かに表現できる子ども」「一人ひとりのちがいを認め、受け止められる子ども」などの子ども像を目標に日々教育活動に取り組んでいます。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない毅然とした姿勢と、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる共感的な態度であることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになります。

いじめは重大な人権侵害事象であるという共通認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定めます。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、けんかであっても、けんかに至るこれまでの経過や人間関係、継続性などに着目し、その背景にいじめがないかどうかについて慎重に見極めていきます。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

### 3. いじめの防止のための組織

- (1) 名称「すこやか委員会」（「いじめ不登校対策委員会」の通称）
- (2) 構成員

校長・教頭・首席・生活指導担当者・支援学級担任少人数及び専科指導担当者、通級指導教室教員  
養護教諭、市からの派遣をうけて臨床心理士、スクールソーシャルワーカー など

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の見直し
- イ 出欠状況や学習に向かう姿勢の情報交換
- ウ いじめの未然防止および対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修の企画
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証

4. いじめ防止年間計画

	各学年	学校全体
1学期	<p>前年度担任等との児童の引き継ぎ保護者への相談窓口周知児童への相談窓口周知 学級びらき，集団遊び，遠足</p> <p><u>道徳教材によるいじめ防止の学習（各学年）</u></p> <p>参観</p> <p>保護者懇談週間 （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）</p> <p>学校生活アンケート実施・回収</p> <p>学校生活アンケート結果に基づくいじめ事案への取組人権平和の取り組み HR（1学期の振り返り）</p> <p>すこやか全体会（生活指導連絡会）</p>	<p>入学式において保護者に，いじめ防止基本方針の周知 始業式において児童に，いじめ防止基本方針の説明</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 4月 すこやか委員会スタート （年間計画の確認，前年度の反省事項の確認） 家庭訪問によって把握された情報の集約 ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」の周知</p> <p>懇談会後の保護者情報の把握</p> <p>1学期いじめ状況調査（市教委）第1回 すこやか全体会 アンケート集約・分析・戦略立案・課題解決，進捗状況確認 前年度からの事案の状況確認</p> <p>児童の実態把握と情報共有</p>
2学期	<p>HR（行事への取組みと集団づくり）</p> <p>運動会</p> <p>学習発表会</p> <p>保護者懇談週間</p> <p>学校生活アンケート実施・回収学校生活アンケート結果に基づくいじめ事案への取組 HR（2学期の振り返り）</p>	<p><u>教職員間による公開授業の実施（年間数回）</u></p> <p>懇談会後の保護者情報の把握</p> <p>第2回 すこやか全体会 アンケート集約・分析・戦略立案・課題解決，進捗状況確認 2学期いじめ状況調査（市教委）</p>

3学期	異学年交流の取組み 人権参観 学校生活アンケート実施・回収学校生活アンケート結果に基づくいじめ事案への取組 HR（1年間の振り返り）	3学期いじめ状況調査（市教委） 第3回 すこやか全体会 アンケート集約・分析・戦略立案・課題解決、進捗状況確認、年間取組の検証 次年度へむけて
-----	---	---

## 5. 取組み状況の把握と検証（PDCA）

すこやか委員会は、定期的に週1回開催し、出欠状況を含め、気になる子どもの生活および学習状況についての情報交換やいじめの事象の有無の確認、事例報告等を行います。学期に1回行うすこやか全体会では、気になる子どもの情報共有をするとともに、ケースの検証、年間計画の進捗状況の確認や必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行います。

## 第2章 いじめ防止

### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、まず、児童が周囲の友人や教職員との信頼できる関係にあり、学校全体に人権尊重の精神がみなぎっていることが求められます。そのうえで、さらに規律正しい態度や授業への姿勢が培われ、一人一人が安心して授業に参加でき、安心して学校生活を送ることができる環境であることが重要と考えます。日々の学級経営を基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進していきます。

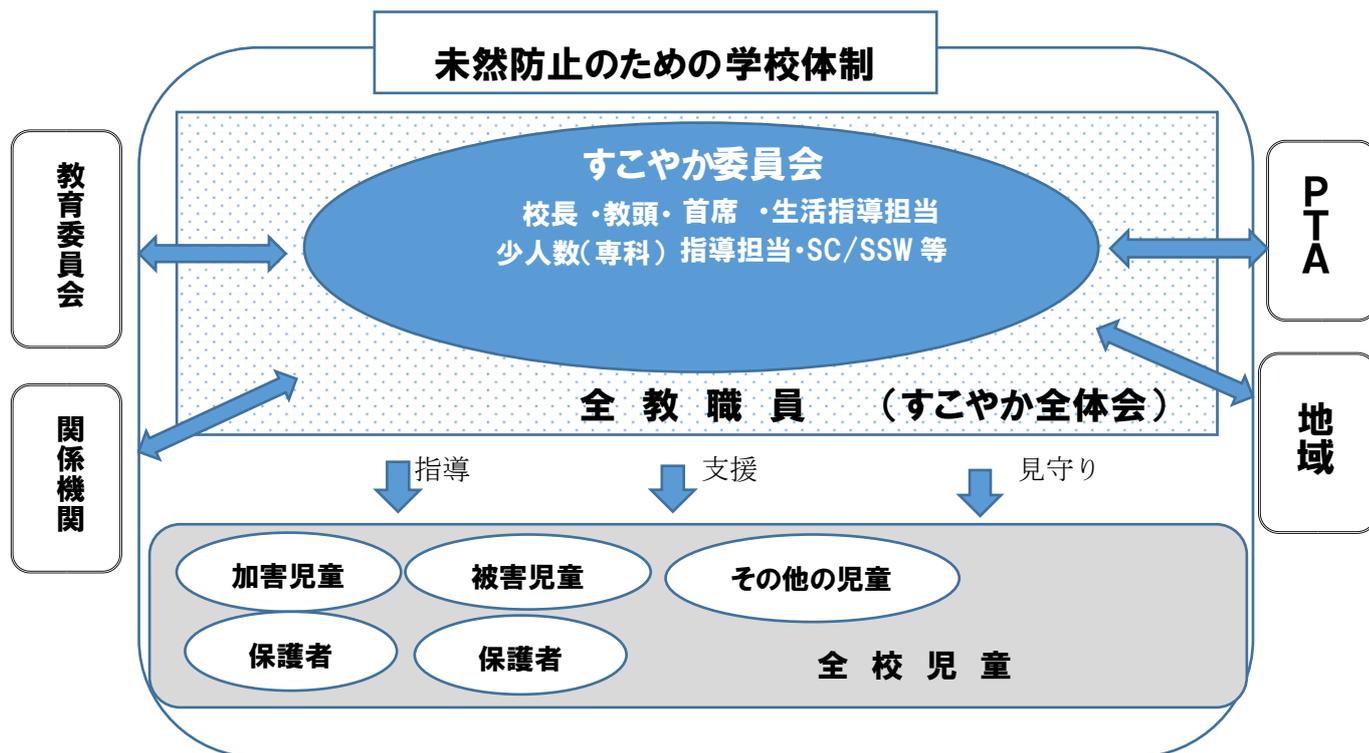
また、児童がいじめに対して傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解するよう努めます。

### 2. いじめを未然に防止するために～いじめのない学級・学校づくり～

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」など未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員が持ち、児童一人ひとりの自己有用感を高め、互いを認め合える土壌づくりが大切です。そのため、以下の事項に重点的に取り組みます。

- ① わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」をめざす
  - ・基礎的基本的事項の徹底習得
  - ・少人数指導等を活用したわかりやすい授業の実施
  - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業研究
  - ・一人ひとりが大切にされ、違った考え方も尊重される学習環境
  - ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら解決していける力を養う活動
- ② 学習規律の徹底
  - ・チャイム席、正しい姿勢「聞き方ものさし」「話し方ものさし」等の取り組み
  - ・発表の仕方、聴き方等についての徹底
- ③ 学級集団づくり・仲間づくり
  - ・話し合い活動、学級会活動の充実
  - ・居場所づくり、異年齢交流等
- ④ 体験活動の充実
  - ・いろいろな人と出会い、豊かな体験をする
- ⑤ 児童会活動の充実
  - ・児童の主体的な運営・企画
  - ・委員会活動の充実

- ・いじめ撲滅に関する児童自らの取組み
- ⑥ 人権学習・支援教育・道徳教育・読書活動の推進
- ・朝読書の推進
  - ・一人ひとりのよさや違いを認め、受け止める学習
  - ・「共に生き、共に育つ」教育の中で、障害について正しい理解をはぐくむ学習
  - ・道徳教材を活用してのいじめ防止に関する学習
- ⑦ 全校朝会などで必要に応じて、児童への伝え方を工夫し、いじめやいじめ防止基本方針についての理解を図る
- ・教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくこと
- ⑧ ポスターや標語の掲示



### 第3章 早期発見

#### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことがあります。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、保護者も含めて大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることもあります。それゆえに、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められています。学級経営においては、子どもの背景にある生活課題や発達の課題にも着目し、日常的に児童の言動の変化を把握し、遅刻や欠席状況、学習の状況、友人関係の変化等も注意深く観察する必要があります。これらの変化に気づくには、教職員が高い人権感覚をもつとともに、具体的な指導の留意点等について平素から校内研修や職員会議で学んで共通理解を図っていきます。

#### 2. いじめの早期発見のために

基本的な考え方に基づいて、日常の指導を行うとともに、定期的なアンケートや面談、各種調査を併用します。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行います。

- ① 朝・帰りの会や授業中などの観察
- ② 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談等の実施
- ③ 教職員間の情報交換（遅刻や服装、表情等）と緊密な連携
- ④ 児童が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気作り
- ⑤ 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、支援する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1. 基本的な考え方

いじめを発見した者は、直ちにすこやか委員会メンバーまたは管理職に、当該いじめに係る情報を報告し、組織対応につなげます。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことは、法23条第1項の規定に反すると考えます。情報共有ののちは、事実関係の調査や確認を行い、情報を適切に記録します。この時点において、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、被害児童を徹底して守ります。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながらすすめます。指導ののち、いじめが解消したかどうかについては、当該児童に心理的又は物理的影響を与える行為が相当期間止んでいる状況が続いているかを確認するため、約3か月を目安にモニタリングを続けます。被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかは、直接本人か保護者に面談等により現認することとし、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

### 2. いじめ発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わります。  
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合も、その場でその行為を止めます。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。  
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮します。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年教師や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（すこやか委員会）と情報を共有します。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談します。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行います。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討します。  
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

### 3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) 事情を聴き取るなどして、いじめが確認できた場合は、すぐにいじめを止めさせた上で、いじめを受けた子やいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先に行います。必要に応じて、加害児童を別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
  - (2) いじめられた児童の友人や家族と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくりまします。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、すこやか委員会が中心となって対応します。子どもの状況に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の後遺症も想定し、教育相談員等の協力を得て対応を行います。
- #### 4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行います。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をします。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、教員として、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で示します。本人には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめた児童の背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

#### 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげます。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにします。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝えます。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図ります。謝罪しいじめが解消している状況であったとしても、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係修復を得て、双方の当事者を含む周りの者全員が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって始めて、集団がいじめを乗り越えたといえます。そして、その後継続して、全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努めます。

#### 6. インターネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
- (2) 名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとります。そうした措置をとるにあたり、必要に応じて大阪法務局の協力を求めます。
- (3) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (4) SNSやメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校において情報モラル学習をすすめるとともに、保護者についても理解が深まるような取組みをすすめます。